

ドイツ連邦共和国における庇護権の形成 ——1950年代の連邦議会議事録の分析から——

東京大学大学院／日本学術振興会 安齋耀太

1. 目的

昨今になって再び大きな国際的課題として浮上してきた難民問題において、ドイツ連邦共和国の立ち位置は重要である。それは、第2次世界大戦以降、ドイツ連邦共和国が先進諸国のなかでも特に寛容な難民庇護政策をとってきたからだ。この寛容なドイツ連邦共和国の難民庇護政策を歴史的・理念的に支えてきたのが、ドイツ連邦共和国基本法上の庇護権である。基本法上の庇護権は、国家法自らが国家にとって負担になるはずの「政治的被迫害者」（あるいは難民）の救済を国家に対して課しているという点で、そもそも存在自体が不可思議な権利である。それにも拘らず、この庇護権がいかにして形成されたのかという問いは、今まで十分に検討されてこなかった。本報告ではこの問いを追究する。

2. 方法

報告者は既に、基本法制定過程において庇護権がいかにか基本法に規定されたのかを分析している。そこで明らかとなったことは、庇護権を正当化する論理として、①一般国際法という原則、②「避難と追放」によって東方から逃れてくるドイツ人を保護しなければならないという国家的課題の2つが、対抗しつつ共存していた事態である。この成果を踏まえ、本報告では、この両義的な庇護権が、現在の私たちが想起するような「難民」を保護する論理になった過程を示す。

具体的には、1950年代の連邦議会（Bundestag）の議事録を索引・文字列検索等を用いて分析し、補足的に議会文書（Drucksache）や連邦法令公法（Bundesgesetzblatt: BGBl）を分析した。

3. 分析

1950年代初頭の連邦議会における庇護権を巡る議論では、東方からの「ドイツ人難民」を受け入れるための論理という側面が強調されていた。その背景には、占領国の命令によって既に国内にいた or 共産主義圏から自国に避難してきた外国人を受け入れざるを得なかった事態に対する反発として、「外国人を保護するなら当然にドイツ人も保護されるべきだ」という主張があった。これは逆に言えば、「ドイツ人難民」に庇護を与えるための妥協として外国人の受入を追認するということでもあった。

難民条約の批准に際して、庇護令（外国人難民の認定と割当に関する法令）が1953年に発布され、条文中で「外国人難民」に庇護権を認めるための前提を作るといった目的が謳われた。当該法令を巡る議論によって、庇護権を享有しうると想定される法的主体は、従来の「ドイツ人難民」から「外国人難民」へと移行する。このような過程を経て、1950年代後半には政府見解として、外国人が庇護権付与の対象であることが明示されるようになった。

4. 結論

上記分析によって冒頭の問いに答えることができる。基本法上の庇護権は、当初から必ずしも現在の私たちが想起するような「(外国人) 難民」を享有の主体としていたわけではない。「(外国人) 難民」のための庇護権は、自民族であるドイツ人を救済する論理から徐々に変化した結果として、いわば徐々にハードルを上げていくことによって生じた。